

別表十八の二付表三 「離脱又は分割型分割等の場合の連結予定申告額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第2項から第4項まで又は第6項（連結完全支配関係を有することとなった場合等の連結中間申告税額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結納税の承認を取り消された場合」の各欄	連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）の規定により連結子法人の法第4条の2の承認が取り消された場合若しくは法第4条の5第2項第5号に掲げる事実が生じた場合又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第4号に掲げる事実が生じた場合（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行った場合）に記載します。	
「離脱法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額」	連結納税の承認を取り消された法人に係る法第81条の19第3項に規定する連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額を記載します。	前期の個別帰属額の届出書の「12」－（「5」＋「7」＋「10の外書」）の金額を記載します。
「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額11」	(1) 前期に措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、同期の別表一の二(一)「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 (2) 前期が、法第4条の5第1項の規定により連結子法人に係る法第4条の2の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により前期の法人税額に加算した金額がある場合には、同期の別表一の二(一)「5」に記載した当該金額も含めて記載します。 ① 措置法第68条の9第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額） ② 措置法第68条の10第5項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額） ③ 措置法第68条の11第7項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額） ④ 措置法第68条の12第7項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額） ⑤ 措置法第68条の13第4項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額） ⑥ 措置法第68条の14第7項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額） ⑦ 措置法第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）	

3 根拠条文 法81の19、規則37の8